

みどり市広報紙広告掲載取扱要綱
(平28告示46・改称)

平成19年3月30日
告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、広報紙(市が発行する広報みどりをいう。以下同じ。)への広告掲載について、みどり市広告掲載要綱(平成18年みどり市告示第256号。以下「要綱」という。)及びみどり市広告掲載基準(以下「基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平28告示46・全改・平29告示23・一部改正)

(広告の範囲)

第2条 広報紙に掲載する広告の範囲は、要綱第5条及び基準に定めるところによる。

(平28告示46・一部改正)

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるサイズとする。

(1) A 広告 縦 4.7 センチメートル×横 17.8 センチメートル

(2) B 広告 縦 4.7 センチメートル×横 8.8 センチメートル

2 前項に掲げるもののほか、掲載広告に関しての必要な事項は、市と広告主との協議の上、決定するものとする。

(平28告示46・平29告示23・令6告示1・一部改正)

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第4条 広告の掲載位置及び掲載枠数は、次のとおりとする。

(1) 掲載位置 広報紙のくらしの情報ページの最下段

(2) 掲載枠数 毎号 A 広告にあっては 4 枠、B 広告にあっては 8 枠

(平28告示46・全改)

(広告の掲載回数等)

第5条 広告の掲載は、1発行単位とし、複数回にわたる掲載も可能とする。

(平28告示46・一部改正)

(広告料)

第6条 広告の掲載料(以下「広告料」という。)は、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) A 広告 1回につき20,000円

(2) B 広告 1回につき10,000円

(平28告示46・令6告示1・一部改正)

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、広報紙、市ホームページ等に掲載して行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、広告主を指定して広告の掲載を依頼することができる。

(平28告示46・一部改正)

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者は、掲載希望号の発行1か月前までに、広報みどり広告掲載申込書(様式第1号)に広告の原稿を添えて市長に申し込むものとする。

(平28告示46・一部改正)

(広告掲載の可否の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る広告を要綱第5条及び基準のいずれにも該当しないかどうかを審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の広告掲載の可否を決定したときは、広報みどり広告掲載決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(平28告示46・令6告示1・一部改正)

(広告掲載の優先順位)

第10条 広告掲載の優先順位は、原則として申込み順とする。ただし、広告掲載の申込みが多数の場合は、公共性及び公益性が高く、かつ、既掲載回数のないものを優先する。

(平28告示46・一部改正)

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が広告掲載申込時から変更され、要綱第5条及び基準の規定に反したとき。

(2) 前号に定めるもののほか、広告主の反社会的又は非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると判断したとき。

(平28告示46・令6告示1・一部改正)

(広告料の納付)

第12条 広告主は、市が発行する納付書により、当該納付書発行日から起算して30日以内に、広告料を一括納付しなければならない。

(広告料の返還)

第13条 広告料は、返還しない。ただし、第11条の規定により広告掲載を取り消した場合、又は市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(平28告示46・一部改正)

2 前項の規定により返還する広告料には、利子を付さない。

(免責事項)

第14条 市は、第11条の規定により広告掲載を取り消した場合、又は市の都合により広告の掲載ができなくなった場合には、広告料の返還以外の責任を負わないものとする。

(広告原稿の作成等)

第15条 広告の版下原稿の作成は、広告主の負担とし、当該広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(平28告示46・一部改正)

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平28告示46・全改)

附 則

この告示は、平成19年3月30日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第40号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日告示第46号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日告示第23号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月5日告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前のみどり市広報紙広告掲載取扱要綱様式第1号による広報みどり広告掲載申込書は、改正後のみどり市広報紙広告掲載取扱要綱様式第1号による広報みどり広告掲載申込書とみなす。

様式第1号(規格 A4)(第8条関係)

(平20告示40・平28告示46・平29告示23・令6告示1・一部改正)

広報みどり広告掲載申込書

年 月 日

(宛先)みどり市長

住所(所在地) _____

氏名(団体名) _____

役職・代表者氏名 _____

TEL _____

FAX _____

次のとおり、広告を掲載したいので申し込みます。

なお、広告掲載が決定したときには、指定された期日までに広告料を支払います。

1 広告の掲載希望回数と掲載号、大きさ

掲載希望回数 回

年度

掲載希望号	大きさ	掲載希望号	大きさ
4月号		10月号	
5月号		11月号	
6月号		12月号	
7月号		1月号	
8月号		2月号	
9月号		3月号	

※ 掲載希望号の大きさ欄に◎(A広告)又は○(B広告)を付ける。

※ A広告：縦4.7cm×横17.8cm

※ B広告：縦4.7cm×横8.8cm

備考

- 1 掲載を希望する号の発行日の1か月前までに、広告の原稿を添えてお申し込みください。
- 2 広告を掲載するページの指定はできません。
- 3 申込み多数などの理由により、希望号に掲載できない場合があります。

様式第2号(規格 A4)(第9条関係)

(平20告示40・平28告示46・令6告示1・一部改正)

広報みどり広告掲載決定通知書

年 月 日

様

みどり市長



年 月 日付けで申込みのありました広告掲載につきまして、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次の条件を付して掲載します。

(1) 広告の掲載は、年 月号とする。

(2) 広告料は、号広告 枠で 万円。同封の納入通知書により、この納付書発行日から起算して30日以内にみどり市に納入すること。

(3) 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(4) 広報みどりに編集上の支障が生じたときは、この決定通知書を変更し、又は解除することができる。

(5) 上記(4)による決定通知の変更又は解除の結果、申込者に損害を生じても、市は賠償の責任を負わない。

(6) 市ホームページに掲載する広報みどりでは、広告欄を表示しない。

2 掲載しない(広報みどり 年 月号)

(理由)

担当：

(電話)